平成29年３月16日

亀岡市篠町土地改良区

非農地の地区除外に係る決済金の処理について（申し合わせ）

　非農地の地区除外に係る決済金については､下記により処理する。

記

１　非農地とは、亀岡市農業委員会において非農地であることの証明を受けた農地とする。

２　非農地の地区除外に係る決済金の額は、総代会において議決された額とする。

３　非農地を地区除外しようとする組合員は、土地改良法第43条第1項の規定による組合員資格得喪通知書に亀岡市農業委員会による当該地の非農地証明の写しを添付した上で通知するものとする。

４　地区担当理事は、組合員が亀岡市農業委員会に非農地証明願を出願するにあたって添付を必要とされる同意書の余白部分に連名同意者として署名捺印するものとする。

５　地区担当理事は、前項の同意にあたっては、地区役員等との連携の上で同意の適否を判断するほか転用後の用途計画を確認するものとし、同意後早急にその内容に基づく「開発事案に係るチェックシート」を作成し、改良区に提出するものとする。

６　改良区は、チェックシートと得喪通知書によって地区除外の処理をする。

７　地区担当理事は、同意時点の用途計画と異なる事実を認めた場合は、提出済チェックシートを更新し、確約書の内容に抵触するものとして必要な措置を取る。

８　地区担当理事は、この申し合わせ内容を担当地区に周知し、担当地区組合員の理解を得るものとする。

以上